

## 第4章 重点区域の位置及び区域

### 1. 重点区域の分布

#### (1) 歴史的風致の分布

霊峰白山とその山系からの雪解け水は九頭竜川の流れとなり、長い年月をかけて反乱を繰り返しながら扇状地を形成していった。

かつて瀉湖<sup>せきこ</sup>であったとされるこの地は、継体天皇によって九頭竜川河口の開削が行われ、舟運や灌漑の便がはかられたと伝わり、市域には継体天皇にまつわる伝承の地が点在している。北陸最大級の前方後円墳・六呂瀬山古墳群をはじめとする大首長墓群が九頭竜川を眼下として坂井平野一望する東部山麓域に築造され、現在まで残り、歴史的風致を形成している。（「歴史的風致1 継体天皇の事跡にみる歴史的風致」）

九頭竜川の水を鳴鹿大堰から坂井平野に運ぶ十郷用水は、平安時代に造られたといわれ、県内最大規模の用水である。近世から近代にかけては堤防による治水が行われ、現在は「コシヒカリの里」といわれる穀倉地帯が形成され、五穀豊穰を願う祭礼行事が市内各地に伝わっている。（「歴史的風致4 九頭竜川・竹田川の恵みと備えの営みにみる歴史的風致」）

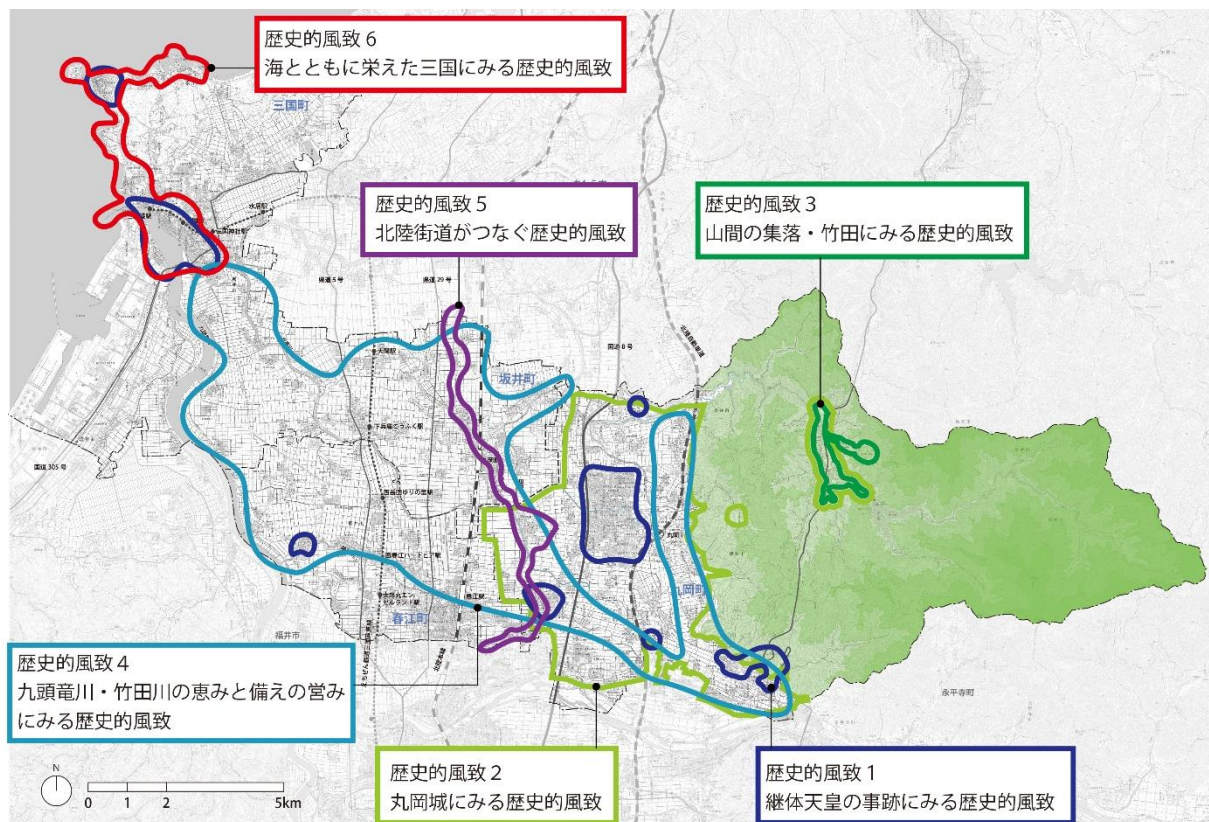
九頭竜川が日本海に注ぐ河口にできた湊町・三国湊は、越前各地の荘園貢納物が集積し、中世には三津七湊の一つに数えられるほど日本海沿岸の流通の拠点として発展した。近世には福井藩の保護のもとで有力な廻船業者が輩出し、とりわけ近世末から近代初期には北前船による交易の繁栄により、宗教美術や工芸、文芸や祭礼などの多様な歴史文化が生み出され、現在まで伝えられている。（「歴史的風致6 海とともに栄えた三国にみる歴史的風致」）

市域を南北に貫く北陸街道は、京都・奈良から福井を経由して加賀へとつながる。また、北陸街道は吉崎に拠点とした蓮如による精力的な教化も行われた。街道沿いには、長崎道場といわれた称念寺があり、朝倉の黒坂備中は、加賀の一向一揆と戦うなど、歴史が築かれ、近世には、舟寄に宿がおかれ、往来と交流により文化が築かれてきた。（「歴史的風致5 九頭竜川・竹田川の恵みと備えの営みにみる歴史的風致」）

中世には、白山を開いたとされる泰澄大師によって開基された豊原寺が「豊原三千坊」と称されるほどの繁栄を見せたが、一向一揆勢を掃討した織田信長により焼き払われた。その後、信長から越前の大部分を与えられた柴田勝家の甥・勝豊が豊原に駐留し、ほどなくして、北陸街道に近接した丸岡に居城を移したことで、丸岡

城および城下町が形成され、現在も天守が地域のシンボルとなり、歴史的風致を形成している。（「歴史的風致2 丸岡城にみる歴史的風致」）

また、加賀の文化を強く影響を現在に伝えるのが、竹田集落である。山村文化が形成され、現在も色濃くのこる。山々に囲まれた吉谷寺を中心に、豊かな山林資源を活かし、木炭の生産や鉱山の開発などが行われてきた。加賀の文化を色濃く反映された歴史的建造物や民俗文化が現在に継承されている。（「歴史的風致3 山間の集落・竹田にみる歴史的風致」）



### (2) 重点区域の位置

重点区域は、まず、国の重要文化財である丸岡城天守を中心とし、関連する建造物および活動が継承されているエリアを設定する。丸岡城天守および関連する活動を含む「丸岡城にみる歴史的風致」は、丸岡城下町だけでなく旧・丸岡町の範囲に広がっている。その範囲には、「継体天皇の事跡と古代古墳にみる歴史的風致」「山間の集落・竹田にみる歴史的風致」「九頭竜川・竹田川の恵みと備えの営みにみる歴史的風致」「北陸街道がつなぐ歴史的風致」の範囲も含まれている。

「丸岡城にみる歴史的風致」の範囲のうち、①複数の歴史的風致が重層的に形成されていること、②丸岡城天守を中心として、一体的、連続的に市街地が形成されていることを考慮し、それぞれの歴史的風致の重なりや連なりのある範囲で設定する。

丸岡城は丸岡の丘陵部から日本海まで開かれた坂井平野を見渡せる小丘に築城された。坂井平野には、六呂瀬古墳群などの古墳が集積する山麓を背景として、十郷用水によって形成された田園と集落が広がり、農業などの生業とともに暮らしや祭礼行事などがそれぞれの地区で継続されてきた。また、丸岡城は北陸街道にも隣接しており、舟寄地区は、中世には越前と加賀の争いの拠点であり、近世には宿駅が置かれ、街道の往来が城下町の発展に寄与していた。

「丸岡城にみる歴史的風致」の範囲の中で、平野部を丸岡城重点区域とし、丸岡城を中心に、継体天皇の事跡、水の恵みと備えの営み、北陸街道の関連する歴史的風致と一体となった風致の維持・向上を行っていくものとする。

次に、坂井市における有数の古刹である瀧谷寺（国宝の磬、重要文化財建造物が7棟、国指定名勝庭園）ならびに古代中世から栄えてきた三国湊、明治期の築港遺産（重要文化財に指定された三国港突堤）を中心として、三国重点区域として設定する。

三国湊は三津七湊の一つであり、唐船も寄港していたといわれている。そのため、日本海で有数の港町として発展し、江戸時代も北前船の重要な気候として繁栄した。三国湊では、北前船の交易等により繁栄した有力商人により町並みや工芸、文化が形成された。三国湊の繁栄と町人文化を反映した三国祭は、江戸時代中期まで遡るといわれ、歴史的建造物が建ち並ぶ町並みの町内を武者人形などを載せた山屋台車が巡行する。

雄島の大湊神社は、10世紀に遡る有数の古社であり、その周囲の漁村集落では、船員として働く男衆や海女として生計をたてる女衆が多彩な芸能を生み出し、それぞれの地区で継承され、盆踊りや神社の祭礼で演じられている。

三国湊、そして雄島や周囲の漁村の一体性を考慮して、三国重点区域として設定する。

なお、重点区域は、今後、一期計画（10年）の中で、本市の歴史的風致の維持及び向上に資する区域が生じた場合には、3番目の重点区域の設定を行う。

### （3）重点区域の区域

#### ①丸岡城周辺重点区域

重点区域は、国指定の重要文化財である丸岡城天守を含め、丸岡町における、坂井平野に十郷用水、新江用水が流れ集落が形成されている範囲とする。

- ・重点区域の名称：丸岡城周辺重点区域
- ・重点区域の面積：約2,687ha

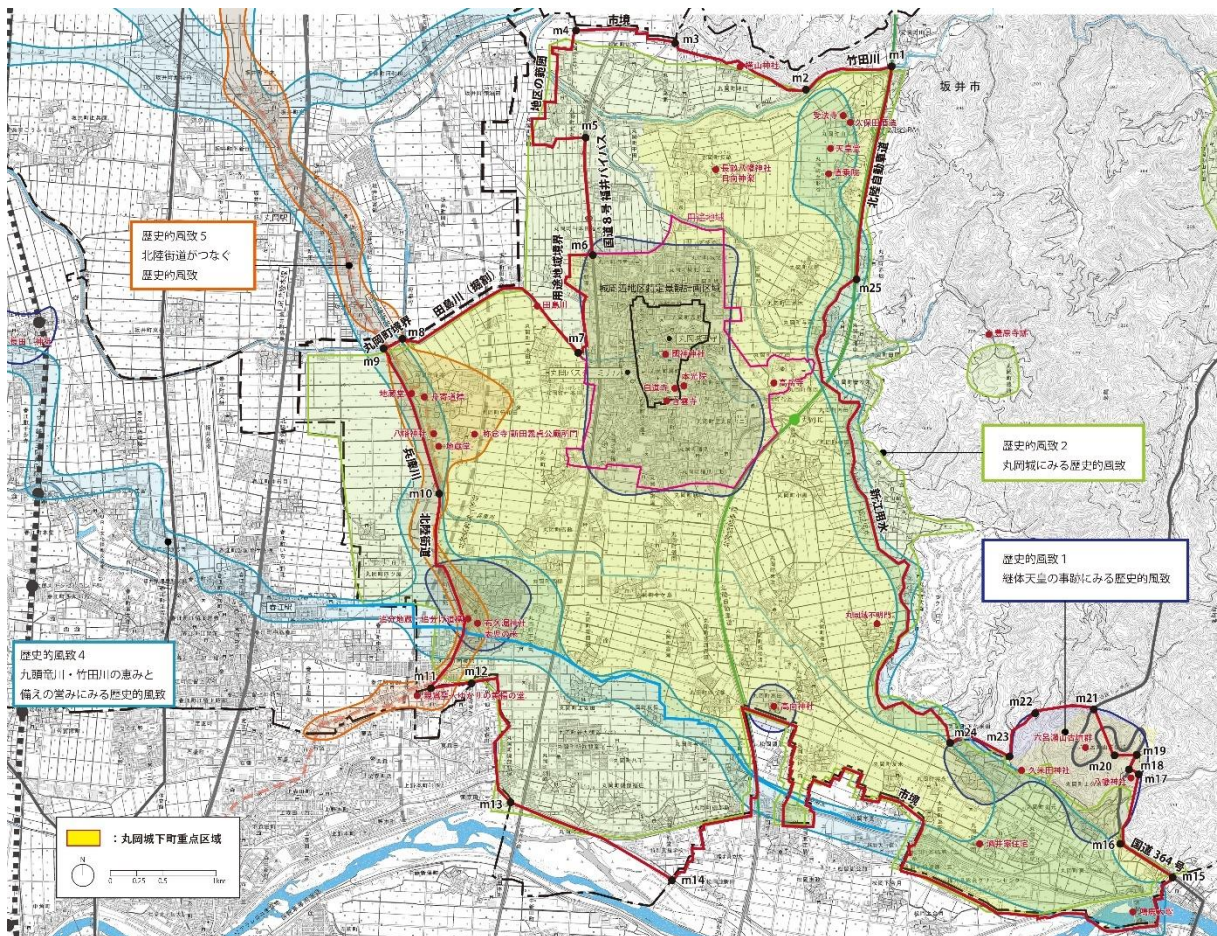
丸岡城周辺重点区域の区域（境界）は、以下の図及び表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域の区域(境界)【丸岡城周辺重点区域】

区間	説明
m1~m2	竹田川
m2~m3	山地と平坦部の境界
m3~m4	市境
m4~m5	地区の範囲(里竹田、玄女、宇田)
m5~m6	国道8号福井バイパス
m6~m7	用途地域境界
m7~m8	田島川
m8~m9	丸岡町境界
m9~m10	兵庫川
m10~m11	北陸街道
m11~m12	丸岡町境界
m12~m13	市境

区間	説明
m13~m14	河川区域境界
m14~m15	市境
m15~m16	国道364号線
m16~m17	山地と平坦部の境界
m17~m18	八幡神社境界
m18~m19	国道364号線
m19~m20	364号線と谷筋の終わりを結ぶ
m20~m21	古墳群のある尾根の付け根谷筋
m21~m22	山と平坦面の境界
m22~m23	林道
m23~m24	山地と平坦部の境界
m24~m25	新江用水
m25~m1	北陸自動車道



重点区域の区域(境界) (図中番号は区間番号)

②三国重点区域

歴史的風致の核となる国指定文化財（三国港突堤、滝谷寺、丸岡藩砲台跡）や歴史的風致を構成する県、市指定文化財、登録有形文化財及び歴史的建造物を包含し、「6. 海とともに栄えた三国にみる歴史的風致」の範囲を概ね包含する区域とする。

- ・重点区域の名称：三国重点区域
- ・重点区域の面積：約 240ha

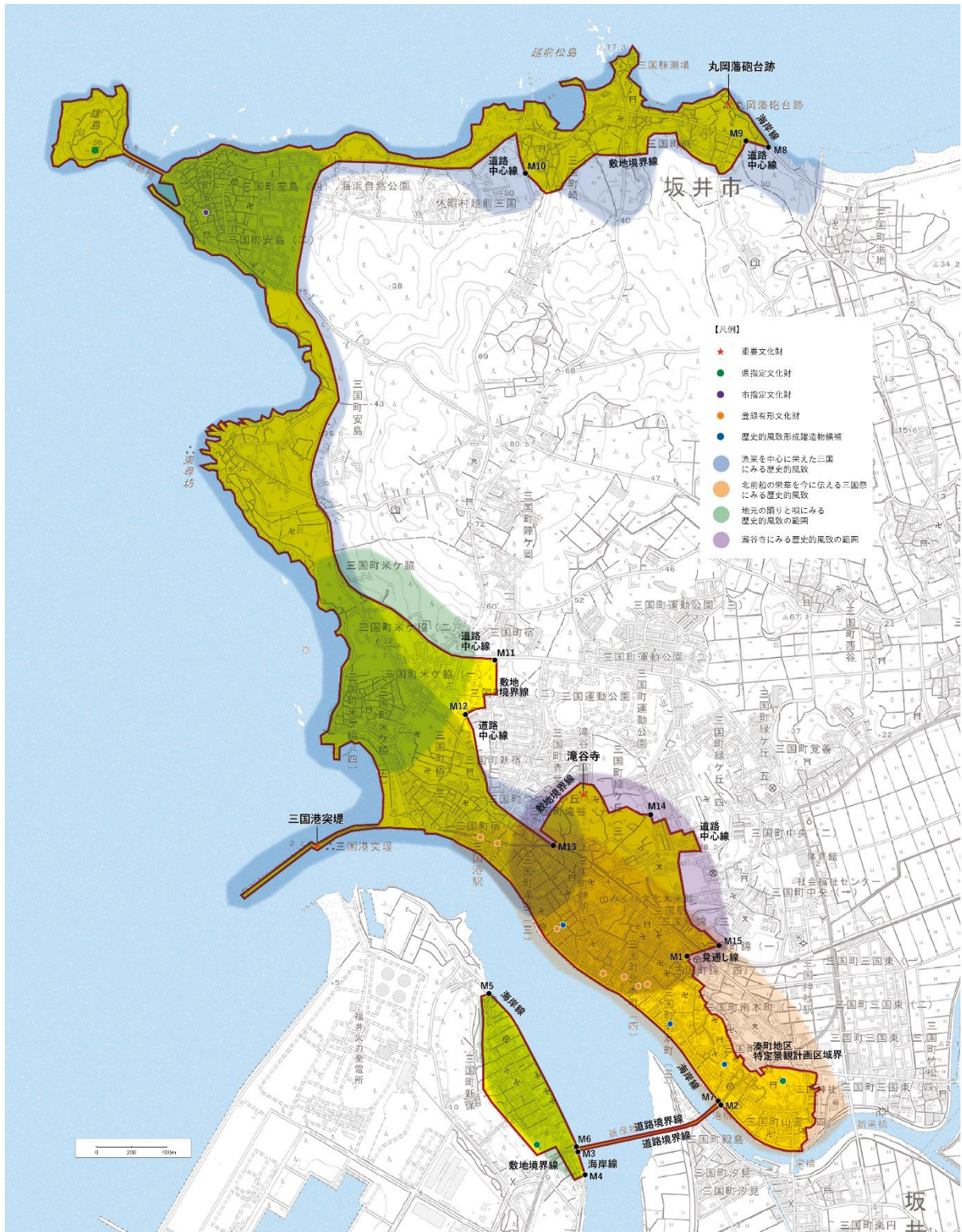
三国重点区域の区域(境界)は、以下の図及び表の地形地物等に基づいて設定する。

重点区域の区域(境界)【三国重点区域】

区間	説明
M1~M2	湊町地区特定景観計画区域界
M2~M3	道路境界線
M3~M4	海岸線
M4~M5	敷地境界線
M5~M6	海岸線
M6~M7	道路境界線
M7~M8	海岸線
M8~M9	道路中心線
M9~M10	敷地境界線
M10~M11	道路中心線
M11~M12	敷地境界線
M12~M13	道路中心線
M13~M14	敷地境界線
M14~M15	道路中心線
M15~M1	見通し線



# 第4章 重点区域の位置及び区域



### 2. 重点区域の設定の効果

重点区域内における文化財や建造物、人々の活動や営みの保存・活用に取り組むことは、歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、歴史文化の掘り起こしやPR、歴史を活かした地域のまちづくりの実施が期待される。これらの取組により、観光・地域内外の交流促進や地域活動の継続・活性化などを図ることができる。

丸岡城重点区域においては、丸岡城周辺整備基本計画で50年後を見据えたまちづくりが進められており、観光情報センターについては令和6年（2024）に向けての開設予定で建築工事が進められている。丸岡城城下町など丸岡城周辺においては、丸岡城に関連する歴史的資源を活かすことでエリアとしての魅力を向上させる。さらに、重点区域を丸岡町の広域に区域を設定することで、城下町周辺で行われている多様な活動をつなげ、来訪者の周遊や一体感の醸成など周辺への波及効果を広げていくことが期待できる。

三国重点区域においては、坂井市の総合計画等にもとづいて、三国湊地区や東尋坊地区などでまちづくりが進められている。それぞれの地区で歴史文化を活かした拠点整備等を進めていくとともに、重点区域として一体的に連携して事業を推進することで、それぞれの地区の取組をつなげ、波及効果を生み、来訪者の回遊などに期待できる。

重点区域だけでなく、市全域にも効果が波及し、坂井市固有の歴史を活かしたまちづくりが推進されることが期待できる。

### 3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

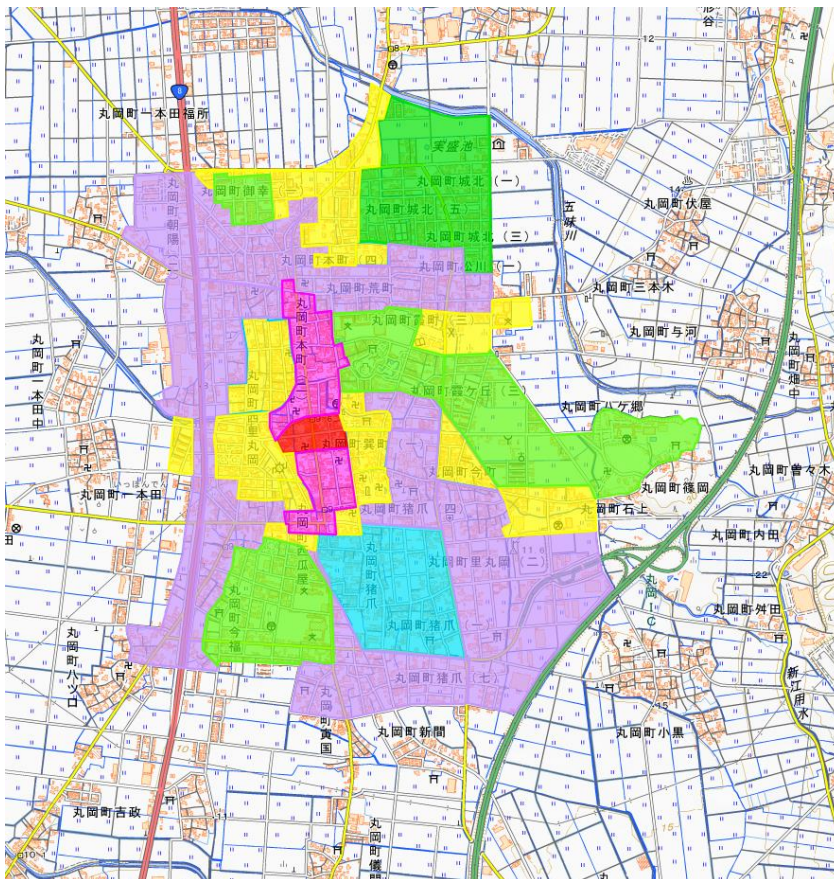
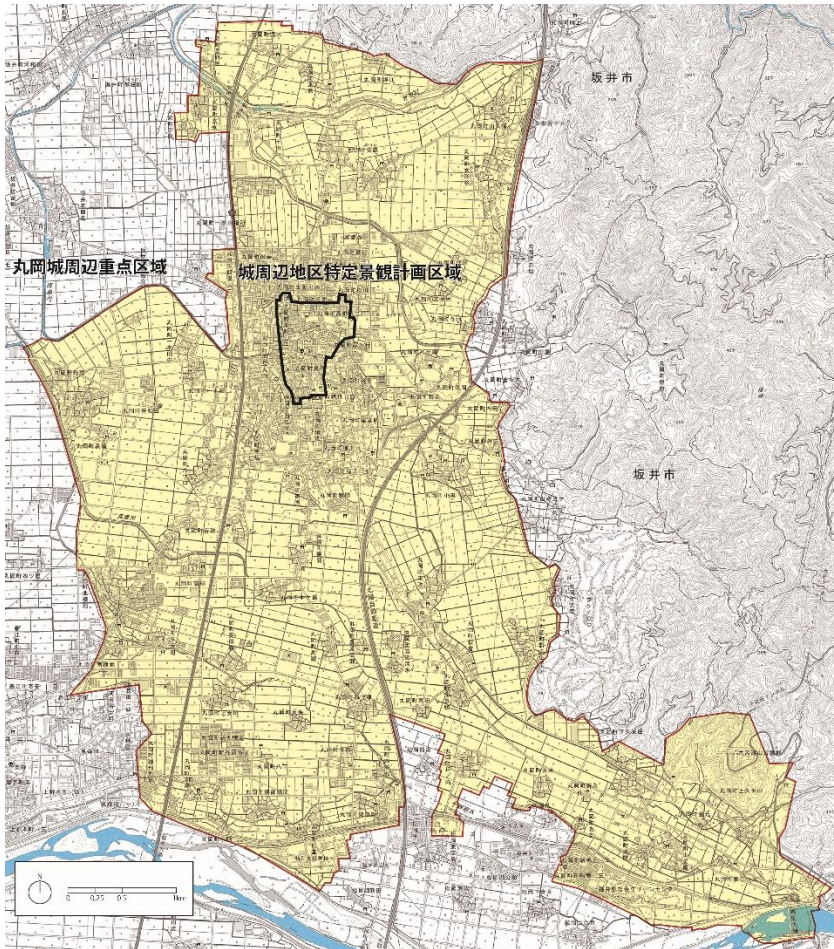
#### （1）都市計画

坂井市内は、竹田地区を除いて都市計画区域となっている。ただし、市街地拡大の可能性が低いことから区域区分は定められていない。

用途地域は、丸岡城周辺や三国湊町周辺などに指定されている。重点区域に関連する用途地域は、下記の通りである。



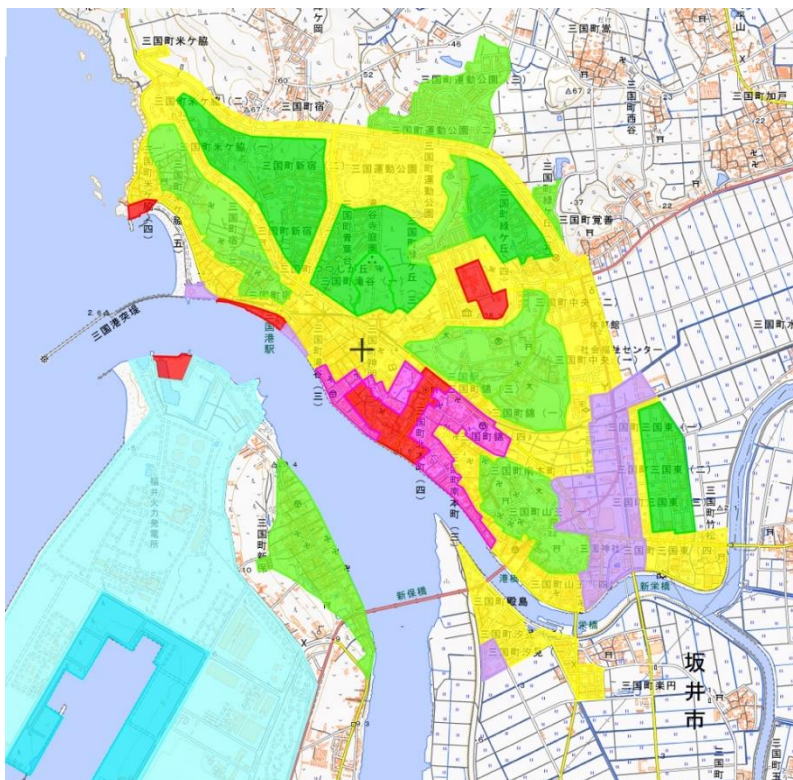
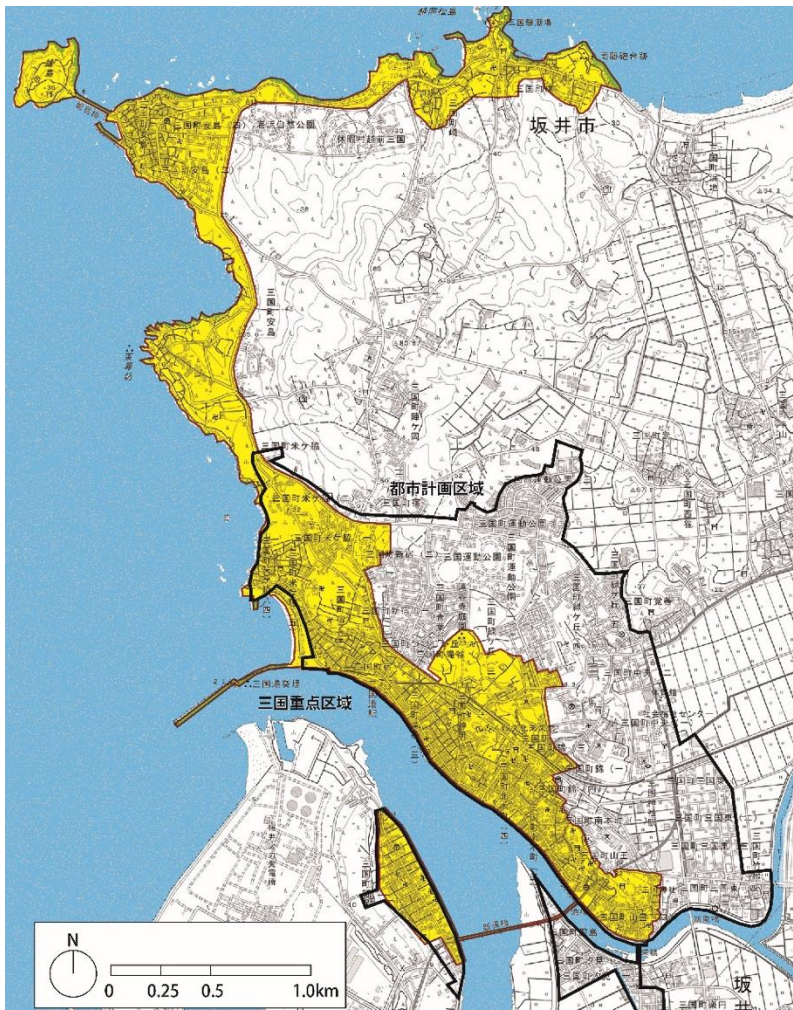
## 第4章 重点区域の位置及び区域



- 第1種住居地域
- 第1種住居地域・特別工業地区
- 第1種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 商業地域
- 近隣商業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 準工業地域
- 準工業地域・特別工業地区
- 準工業地域・特別情報産業地区



## 第4章 重点区域の位置及び区域



- 第1種住居地域
- 第1種住居地域・特別工業地区
- 第1種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 商業地域
- 近隣商業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 準工業地域
- 準工業地域・特別工業地区
- 準工業地域・特別情報産業地区



## (2) 景観計画

坂井市全域が景観計画区域に含まれ、重点区域として湊町地区特定景観計画区域、城周辺地区特定景観計画区域が指定されている。

景観計画では、

- ・良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

について、坂井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く）、湊町地区特定景観計画区域、城周辺地区特定景観区域で、それぞれ、届出の対象となる行為および景観形成基準が定められている。

坂井市歴史的風致維持向上計画の認定を踏まえて、景観行政、景観計画の充実を検討する。

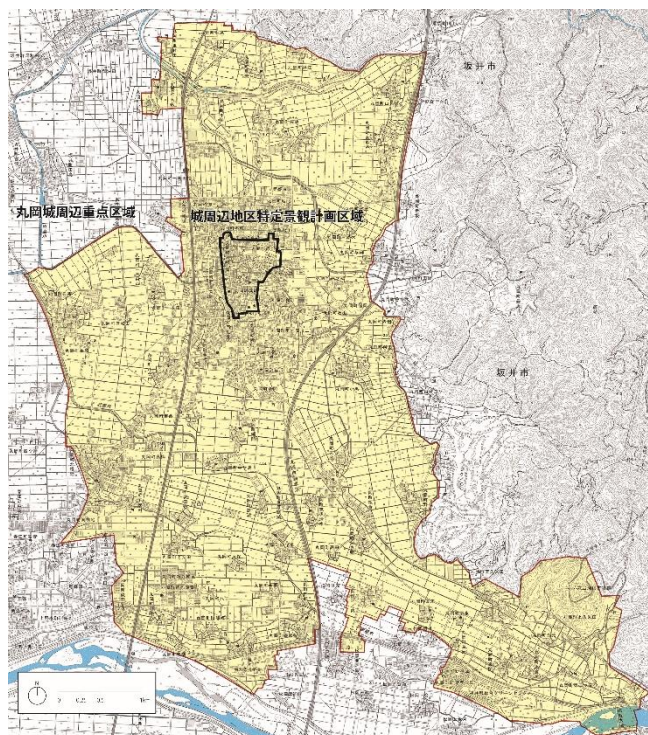
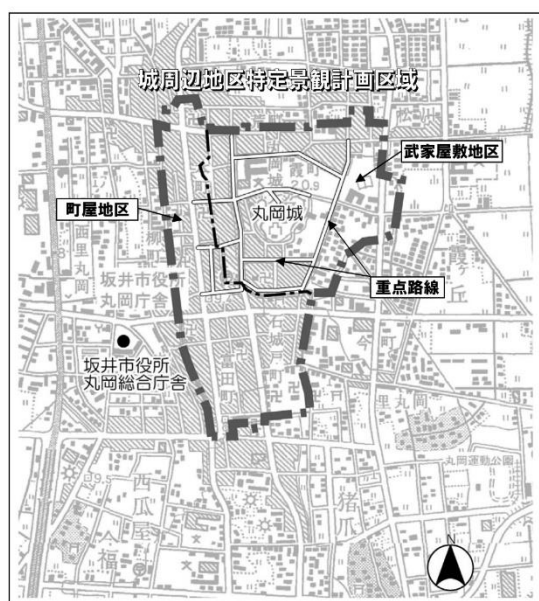
### ■城周辺地区特定景観計画区域

[景観づくりの目標]

古城を中心とした上質なにぎわい景観の創出

[景観づくりの方針]

- 1) 天守閣への見通しを大切にする城下町の街並みづくり
- 2) 水と緑を取り入れた楽しく歩ける街並みづくり
- 3) もてなしの心が見えるにぎわいの街並みづくり





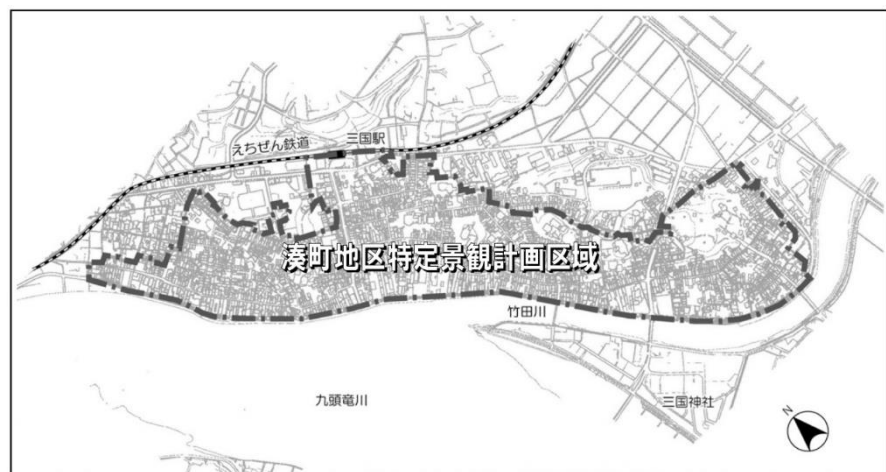
■ 湊町地区特定景観計画区域

[景観づくりの目標]

緑の丘に抱かれた湊町文化の息づくまち みくに

[景観づくりの方針]

- 1) 三国祭の舞台となる湊町らしい街並み景観の継承と創出
- 2) 中心的な商業業務地にふさわしい活気とにぎわいのある街並み景観の創出
- 3) うるおいと落ち着きのある居住環境の保全・育成



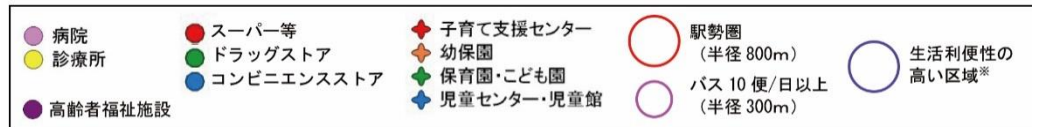
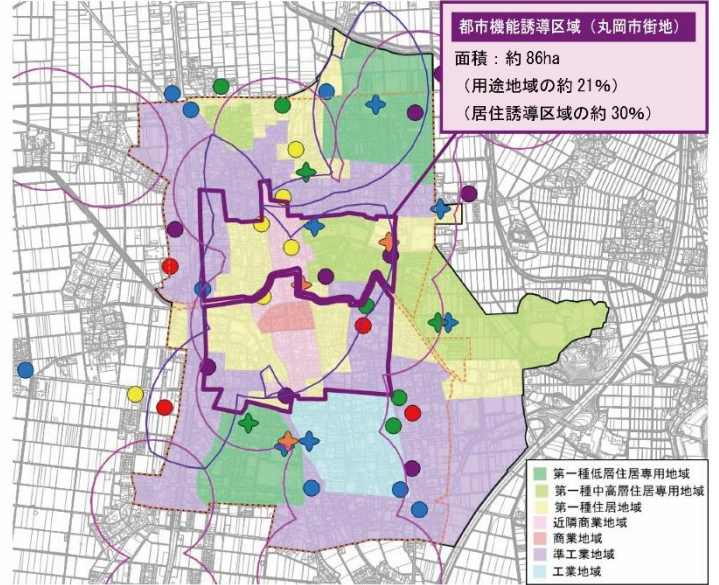
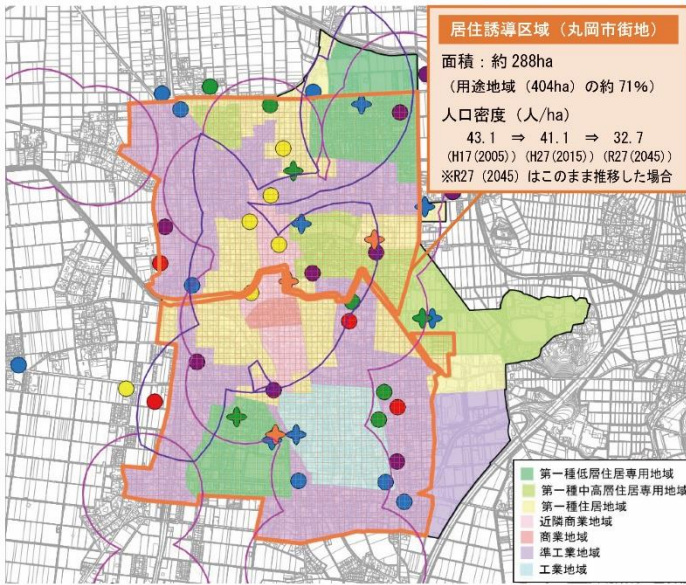
(3) 立地適正化計画

坂井市の立地適正化計画区域は都市計画区域であり、その中で、4つの市街地について居住誘導区域および都市機能誘導区域が設定されている。ここでは、丸岡、三国の両市街地における区域指定について、下記に示す。



■丸岡市街地

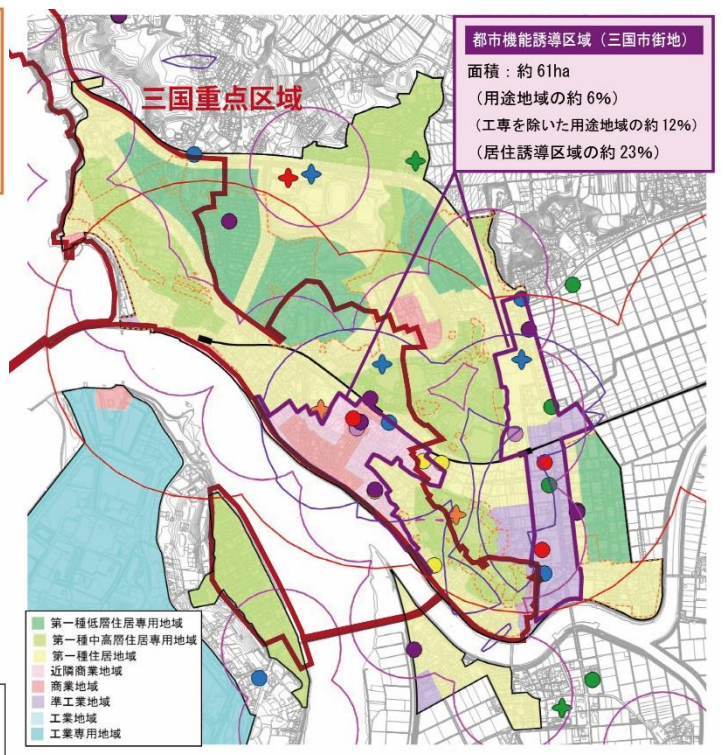
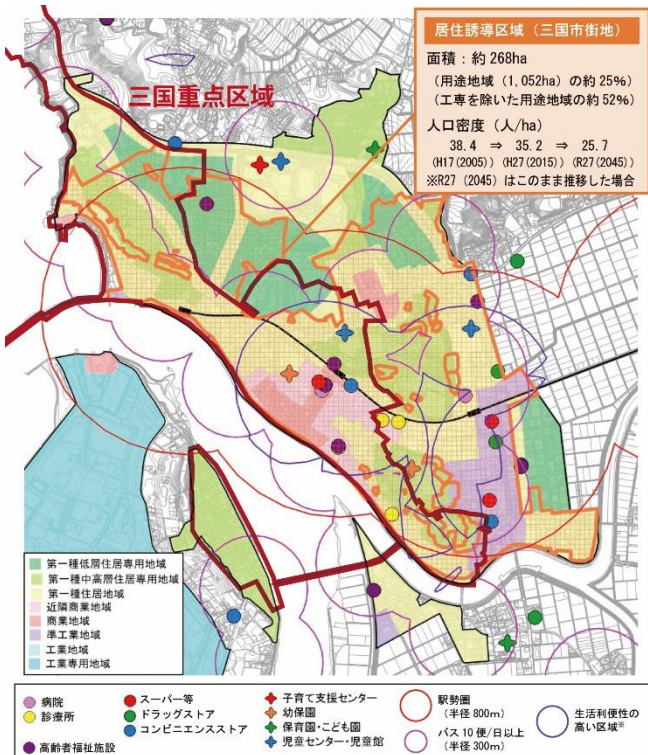
※範囲は、都市計画区域と同一となっている。



※医療・高齢者福祉・商業・子育て支援の各機能が全て徒歩圏 (500m圏) にある区域

■三国市街地

※範囲は、都市計画区域と同一となっている。



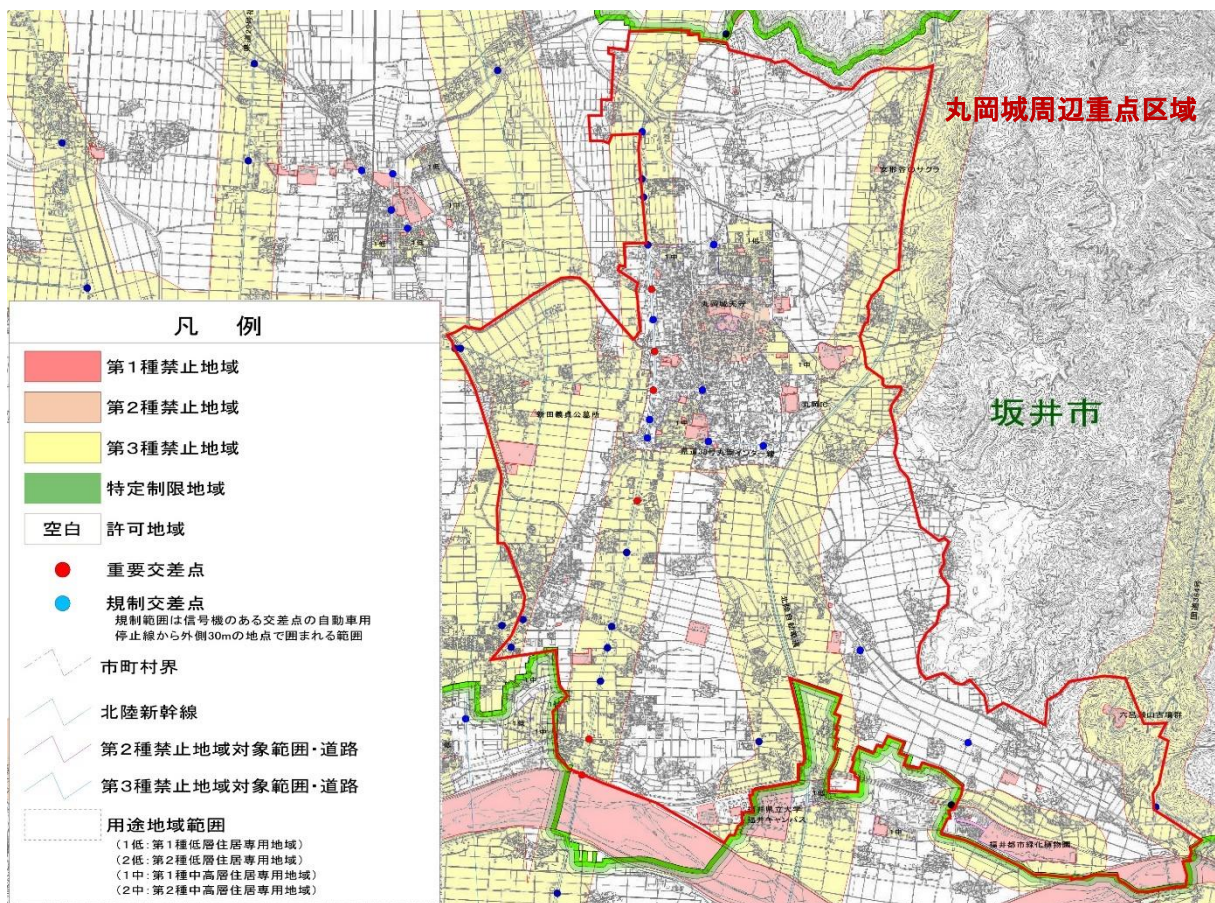


(4) 屋外広告物

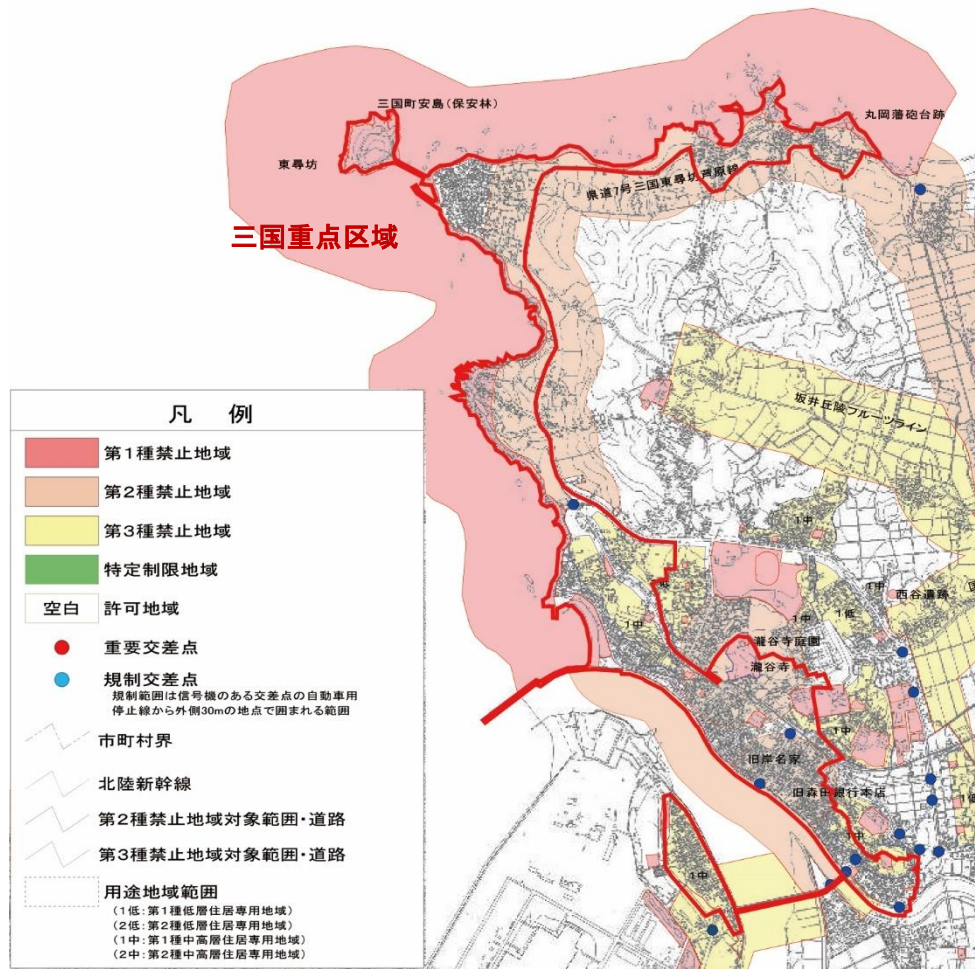
屋外広告物については、福井県屋外広告物条例に基づき、規制が行われている。

坂井市歴史的風致維持向上計画の認定を踏まえて、屋外広告物行政の充実を検討する。

第1種 禁止区域	都市公園や官公署、学校、図書館、体育館、公民館、病院などの公共施設の敷地 火葬場、葬祭場、寺社、教会等の敷地 重要文化財建造物の周辺地域、史跡・名勝・天然記念物に指定された地域など
第2種 禁止区域	史跡・名勝・文化財の周囲 300m 国定公園内や観光地周辺道路（県道三国東尋坊芦原線）の両側 300m など
第3種 禁止区域	国道 8 号線、国道 305 号線、県道福井金津線、福井加賀線、丸岡川西線、三国春江線、丸岡インター線、坂井丘陵フルーツラインの両側 300メートルの範囲で、用途地域の指定がない場所 北陸自動車道の両側 500メートルの範囲で、用途地域の指定がない場所（住居専用地域除く） 北陸新幹線ルート of 両側 500メートルの範囲で、用途地域の指定がない場所（住居専用地域除く） 第1種および第2種低層住居専用地域、第1種および第2種中高層住居専用地域
許可地域	禁止地域を除く坂井市内の全域



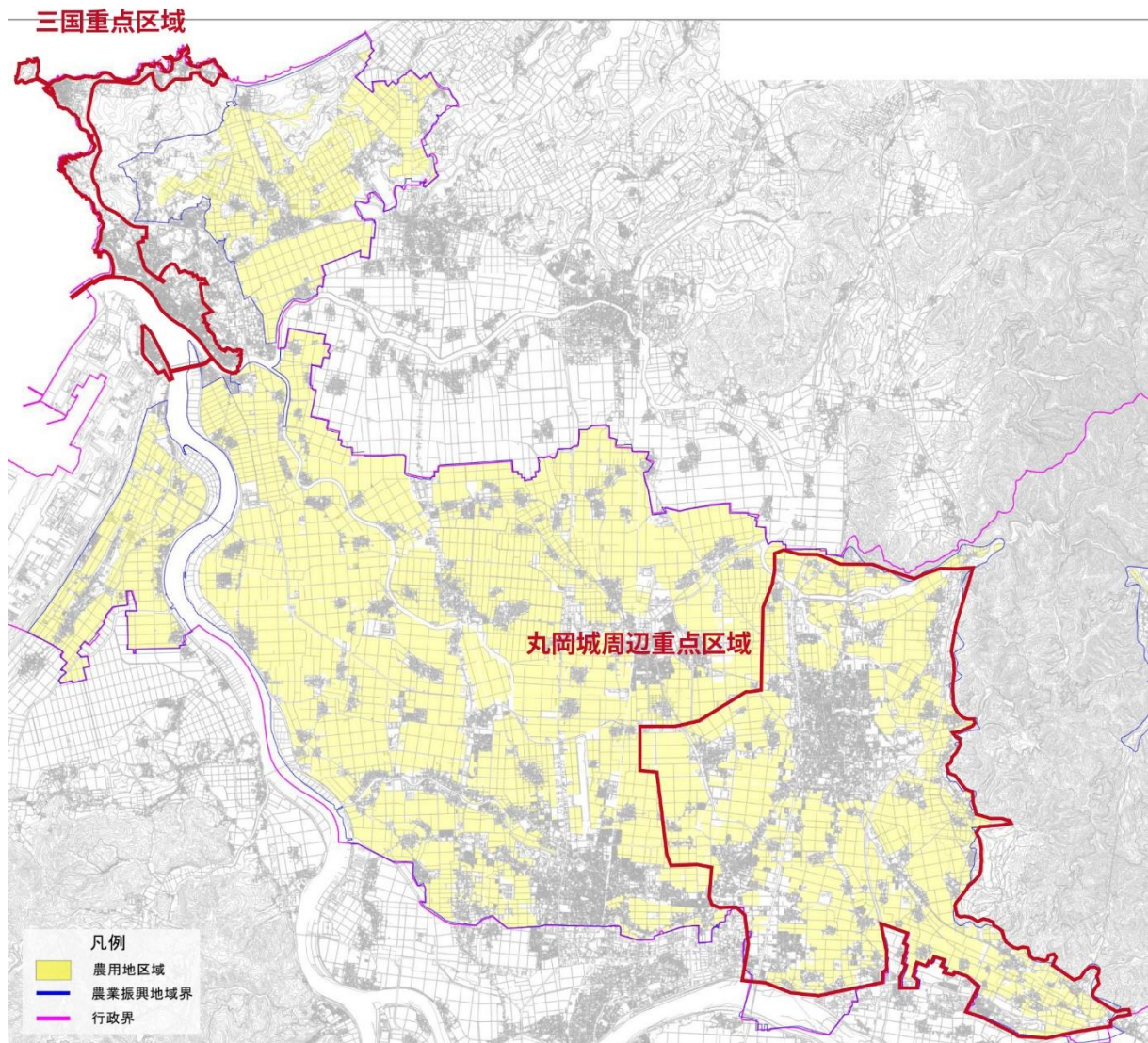




### (5) 坂井市農業振興地域整備計画

令和2年(2020)現在、本市の農業振興地域面積は、11,368haであり、そのうち農用地が6,830ha、農業用施設用地が50haとなっている。

丸岡城周辺重点区域の一部が農用地区域に含まれており、本市の農業の健全な発展と優良農地の確保の観点について判断した上で、適切な土地利用に努める。

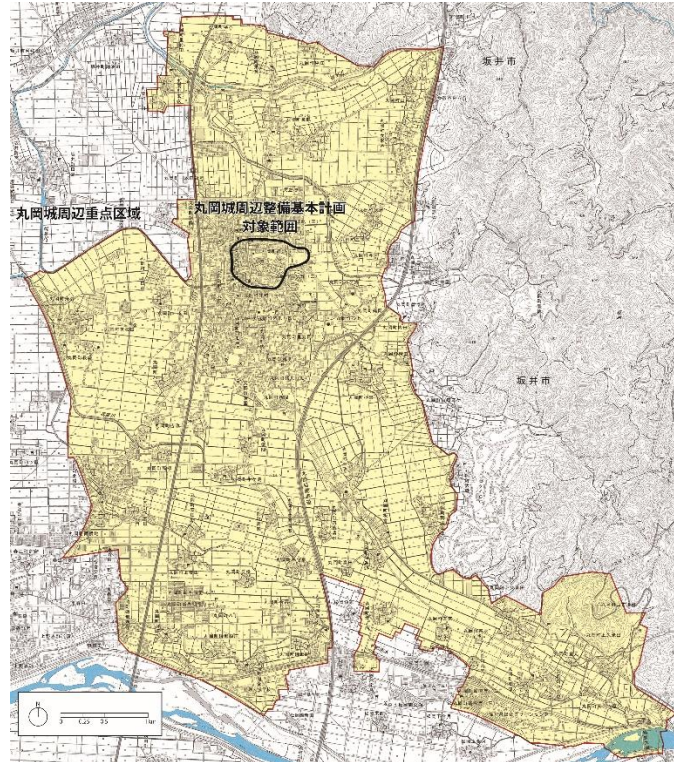


農用地区域図

### (6) 丸岡城周辺整備基本計画

内堀五角形内およびその外周を中心に、公共施設や公有地が集約している北東、外堀南側から西側、丸岡バスターミナルを加えたエリアとし、集中的に周遊性を向上させていくことを目的に対象範囲が設定されている。





### (7) 三国グランドビジョン

本構想の対象区域は観光資源や宿泊拠点等の立地から「旧三国町北西部・竹田川より北側」(＝三国エリア)と設定している。また、重点的に施策を展開すべきエリアとして「三国湊町～東尋坊・雄島」をコアエリアに設定している。





(8) 越前加賀海岸国定公園

越前加賀海岸国定公園は、石川県加賀市から福井県敦賀市赤崎までの海岸線と北潟湖や背後の越知山、六所山、城山などの丹生山地の一部、そして中池見湿地を含む海岸性公園である。

越前海岸は、甲楽城断層を境とした隆起海岸であり、日本海の激しい波浪を受けて、海食崖や奇岩となっており、背後の山地にも海岸段丘となって現れている。

